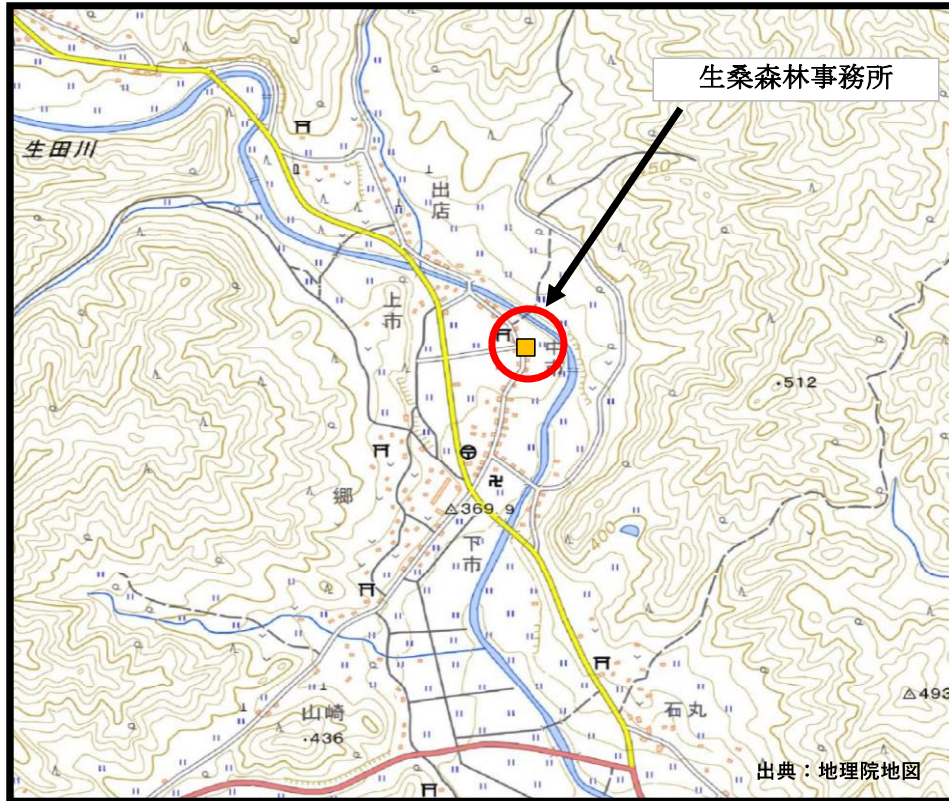


集合場所



現地案内のお知らせ

売払番号:立木1号

現地案内

日時 令和8年6月12日(金曜日)
10:00集合
集合場所 生桑森林事務所
安芸高田市美土里町生田1777-1

案内者 広島北部森林管理署
主任森林整備官 二宮 紗矢佳

TEL 050-3160-1000

立木 1 号

第1回 立木公売物件

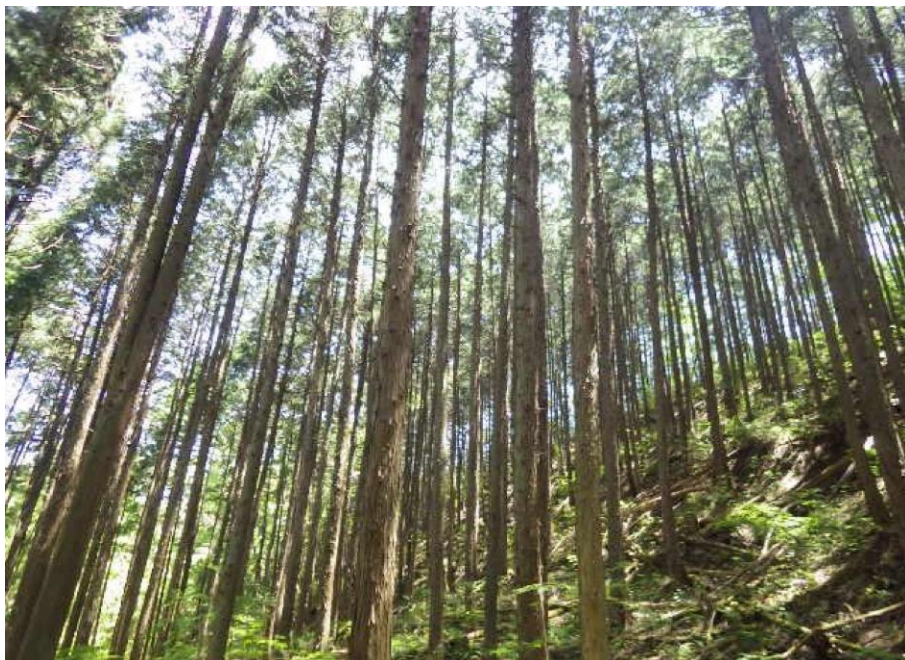
立木1号林内写真

所在：広島県安芸高田市美土里町 犬伏山国有林89に2林小班外1

スギ



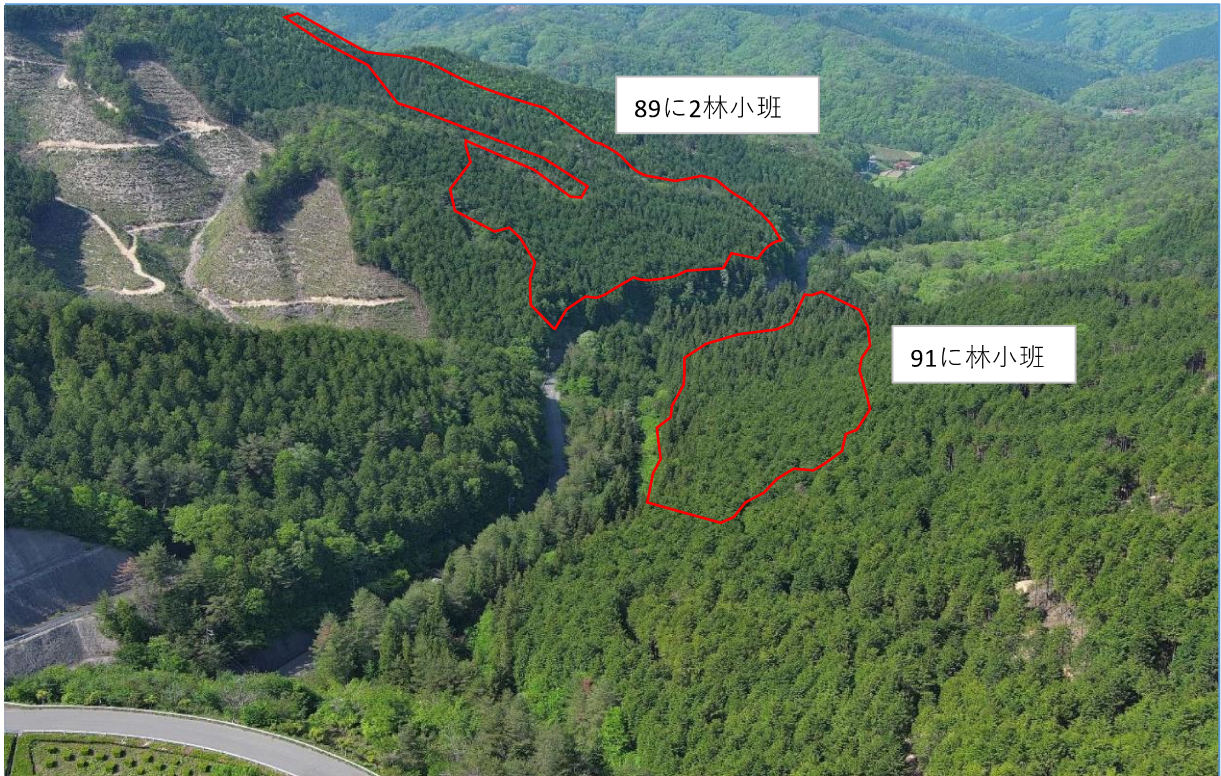
ヒノキ



第1回 立木公売物件

立木1号ドローン撮影写真

所在：広島県安芸高田市美土里町 犬伏山国有林89に2林小班外1



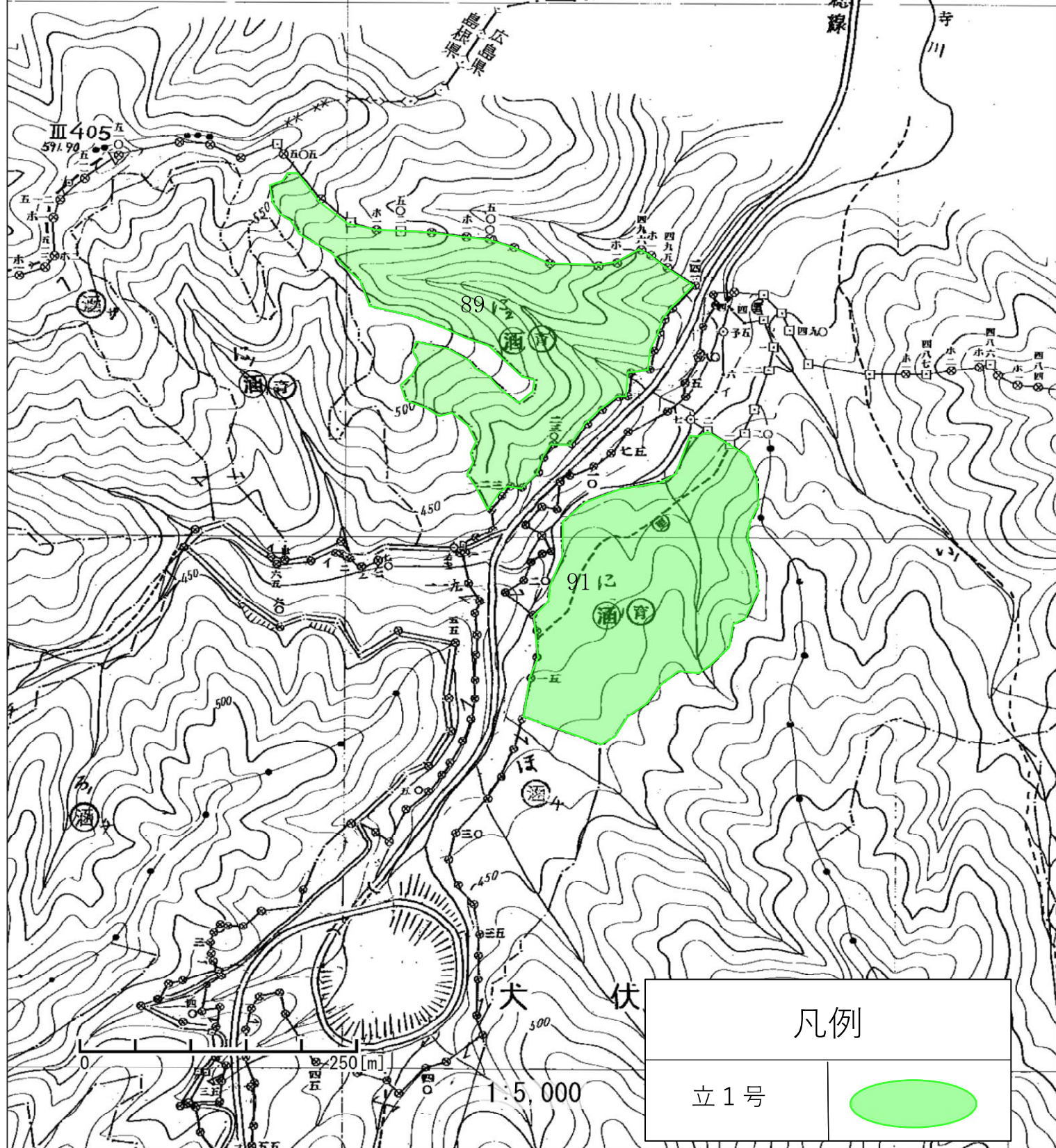
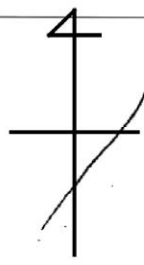
公売物件箇所位置図（立1号）
犬伏山国有林89に2林小班外1



立1号

1 : 20, 000

公売物件箇所位置図 (立1号)
 犬伏山国有林89に2林小班外1



凡例	
立1号	

公売物件内訳表

売払番号	国有林名	林小班	林齢	面積(ha)	樹種	品質	本数(本)	数量(m ³)	備考
立木1号	犬伏山	89に2	66	4.51	スギ	正常	634	491.24	皆伐
						根曲	152	65.33	
					小計		786	556.57	
					ヒノキ	正常	2,738	1,125.53	
						根曲	1,539	457.42	
					小計		4,277	1,582.95	
					アカマツ	正常	7	4.80	
						根曲	41	15.51	
					小計		48	20.31	
		他L	低質	23	7.18				
		小計		23	7.18				
		小班計		5,134	2,167.01				
		91に	71	4.00	スギ	正常	576	638.00	
						根曲	282	187.40	
					小計		858	825.40	
					ヒノキ	正常	1,621	730.33	
						根曲	1,219	374.91	
					小計		2,840	1,105.24	
他L	低質				11	4.52			
小計					11	4.52			
小班計					3,709	1,935.16			
立木1号 合計				8.51	総計		8,843	4,102.17	

特約事項

(立木1号：犬伏山国有林89に2林小班外1)

1 販売対象木

本物件は、分収育林に係る皆伐の物件です。伐採した立木は、全て搬出してください。

2 保安林等による法令制限

本物件は水源かん養保安林に指定されています。

売払物件の区域内の伐採協議のみ広島北部森林管理署にて協議を行います。これ以外に売払物件の区域内外にかかわらず搬出支障木の伐採及び搬出のための土地の形質変更等を行う場合であって、当該箇所が保安林等の法令制限地である場合は、買受人が広島県等の許認可機関に対し申請等を行い、許可等が得られた後、伐採・搬出が可能となります。

3 代金の支払い方法

(1) 国に支払う代金(以下、「官収分」という)は、国の発行する納入告知書により納付してください。

(2) 分収育林契約者(以下、「契約者」という)に支払う代金(以下、「民収分」という)は、国が指定する契約者の振込先金融機関の口座に払い込んでください。

分収育林契約者の人数(口数) 立木1号 13名(13口)

(3) 分収育林契約者の分収金受取拒否等により供託が必要となる場合がありますので、該当する法務局へ代金の納付期限までに供託を行ってください。

(4) 入札公告時点の供託予定箇所は、「供託予定箇所一覧表」のとおりです。

なお、供託者数については契約締結日もしくは振込完了までに増減することがあります。

(5) 契約者の分収金振込先金融機関情報の使用にあたっては、売買契約締結後に「個人情報の取扱いに関する誓約書」を提出してください。

(6) 振込等にかかる費用は全て買受人において負担してください。

4 延納金及び延滞金

(1) 売買代金の延納は、官収分に相当する金額についてのみ認めるものとし、民収分は現納してください。

(2) 売買代金の支払に係る延滞金については、官収分に係るものは国に、民収分に係るものは各費用負担者に支払ってください。

5 立木の伐採・搬出

「主伐時における伐採・搬出指針」を遵守し、立木の伐採・搬出作業を行ってください。

6 森林作業道

(1) 森林作業道の線形を記載した路線計画図と「伐採及び搬出に係るチェックリスト」を契約締結後速やかに提出してください。

(2) 路線計画を変更する場合は、変更計画を速やかに提出してください。

(3) 森林作業道作設の際は、「森林作業道作設仕様書」に基づき作設してください。

(4) 搬出終了後の施工状況等の検査により、林地保全上特に問題があると認められる場合は、植栽や盛土の転圧、排水溝の設置等の措置を講じさせる場合があります。

(5) 本物件は、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下、「盛土規制法」という。)第26条に規定する特定盛土等規制区域に指定されています。森林作業道等の作設において、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理を行う場合は、買受人が工事主として府県知事等への許可申請又は届出が必要になります。

7 作業予定表の提出

(1) 買受人は売買契約締結時に広島北部森林管理署が手交する「作業予定表」に必要事項を記入し、作業着手前に管轄の森林事務所へ提出してください。

(2) 作業予定表の提出にあたっては、道路管理者と協議したことが確認出来る書類を添付してください。

8 搬出支障木

売払区域外の搬出支障木については、分収育林及び分収造林以外の国有林についてのみ認めますが、支障木の発生は最小限とし、事前に広島北部森林管理署又は管轄の森林事務所に相談して下さい。

また、売払物件の材積の5%以上の支障木が発生した場合は、原因把握のため書類審査を行い、必要に応じて現地審査を実施します。

買受人が行った選木及び標示を広島北部森林管理署長が適当と認めた場合には、別途売買契約を締結します。

9 無料利用承認

搬出・運搬作業等で公売物件区域外の国有林内の土地を使用する場合には、事前に管轄する森林事務所に相談してください。使用について広島北部森林管理署長が支障がないと認めた場合、使用後の原状復旧もしくは処置方法について、広島北部森林管理署長の指示に従うことを条件に、無料利用承認の手続きを不要とします。

10 国有林外の土地使用について

(1) 搬出・土場敷等で民有地等を使用する場合は、買受人が地権者等と交渉し、承認を得てから使用してください。

(2) 民有地等を使用した場合は、搬出後に原状回復を行い、地権者等から承認を得てください。

(3) 隣接民家及び付帯施設に対し、損傷を与えないでください。

(4) 隣接民家の生活用水のため、汚濁防止及び末木枝条等により沢水をせき止めることのないよう注意してください。

11 搬出に係る注意点

(1) 運搬等で公道を通過する場合は各公道の規定に従ってください。また、道路管理者との調整が必要な場合は、買受人が調整を図り、道路管理者の承認を得てから使用してください。

(2) 公道・作業道・林道等を運搬等により損傷を与えた場合は、買受人の負担において使用開始前と同等の状態になるよう修繕してください。

- (3) 公道・作業道・林道の使用にあたっては、広島北部森林管理署の他事業と競合する場合には、事業実行前に広島北部森林管理署と調整を行ってから使用してください。
- (4) 搬出済届提出時には、道路の原状回復が完了し、道路管理者と立会済みであることが確認できる書類を添付してください。
- (5) 89に2林小班は、市道栗屋峠線側から進入してください。
- (6) 89に2林小班は、県道法面上部より30m区域には作業道を作設しないでください。
- (7) 91に林小班は、令和5年度生産事業で整備したストックポイント・作業道を使用してください。

12 林野火災防止にかかる取組強化について

- (1) 買受人は、林野火災予防の取組として以下の措置を講じてください。
 - ① 作業現場及びその周辺の産物等の保全と火災の予防について万全の措置を講ずるものとし、作業実行に伴って発生した雑木、草等を野焼きはしないでください。
 - ② 作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止してください。
 - ③ 喫煙場所を指定する際は、車内・屋内及び林道・作業道等の路網を優先して指定することとし、作業中の喫煙を厳禁としてください。
 - ④ 指定場所において火気の使用を伴う喫煙を行う際には、周辺の可燃物(落葉落枝等)の除去を徹底するとともに、吸い殻に残った火による火災発生を防止するため、喫煙後は消火を徹底した上で、吸い殻は必ず持ち帰ってください。
 - ⑤ 刈払機、チェーンソー等の機械を枯草や枝条等のある作業地で使用する際には、飛び火等による火災を起こさないよう注意して作業を行ってください。
 - ⑥ 市町村長から林野火災注意報が発令された場合には、火の使用の制限の努力義務の対象として指定された区域を確認するとともに、林野火災注意報が解除されるまでの間、火の使用の制限に従うよう努めること。また、林野火災警報が発令された場合には、火の使用の制限の対象として指定された区域を確認するとともに、火の使用制限を徹底すること。
- (2) 買受人は、(1)の各事項について、作業に従事するすべての作業員に対して、周知徹底してください。

13 その他

- (1) 売払物件の区域周辺の立木の保護に努め、損傷を与えないでください。
- (2) 末木枝条等の処理については、谷や川、または急傾斜地に放置せず、物件区域内の可能な限り平坦地又は緩傾斜地に崩れないように集積してください。
- (3) 売払物件周辺の河川及び沢に対しては、汚濁防止対策に万全を期してください。
- (4) 山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報してください。
- (5) アフリカ豚熱(ASF)対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行ってください。
- (6) 現地案内に参加していない者は本入札に参加することは出来ないものとします。

別紙

供託予定箇所一覧表

※入札公告時点

売払番号	物件所在地	供託先	供託者
立木1号	犬伏山国有林 89に2林小班外1	広島法務局 本局	1名
		神戸地方法務局 本局	1名
		計	2名

樹 材 種 別 一 覧 表

復命書番号： 05 - 65
林班： 91

森林事務所： 生 桑 森 林 事 務 所
小班： に

国有林名： 犬 伏 山
伐区：

樹 種 名	材 種 分 区	生 被 別	態 様 分 区	品 質 分 区	胸 高 直 径	樹 高	本 数	幹 材 積	平 均 単 木 材 積	控 除 有 無
スギ山陽	一般材	生立木		正常木	20	16	10	2.40	0.240	無
					22	18	18	5.76	0.320	無
					24	19	17	6.80	0.400	無
					26	20	32	15.36	0.480	無
					28	20	44	24.20	0.550	無
					30	21	47	31.02	0.660	無
					32	21	47	34.78	0.740	無
					34	22	52	45.24	0.870	無
					36	23	51	51.51	1.010	無
					38	23	41	45.51	1.110	無
					40	24	35	44.45	1.270	無
					42	24	38	52.82	1.390	無
					44	24	38	57.38	1.510	無
					46	24	27	44.28	1.640	無
					48	25	25	46.25	1.850	無
					50	25	14	27.86	1.990	無
					52	26	12	26.64	2.220	無
					54	26	9	21.42	2.380	無
					56	26	6	15.30	2.550	無
					58	26	3	8.13	2.710	無
					60	26	5	14.45	2.890	無
					64	25	1	3.13	3.130	無
					64	26	2	6.50	3.250	無
					64	27	1	3.37	3.370	無
					66	26	1	3.44	3.440	無
				品質計			576	638.00		
				根曲木	18	13	4	0.64	0.160	無
					18	14	4	0.68	0.170	無
					18	15	5	0.95	0.190	無
					18	16	5	1.00	0.200	無
					18	17	5	1.05	0.210	無
					20	16	32	7.68	0.240	無
					22	18	23	7.36	0.320	無
					24	19	34	13.60	0.400	無
					26	20	39	18.72	0.480	無

* 態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹 材 種 別 一 覧 表

復命書番号： 05 - 65
林班： 91森林事務所： 生 桑 森 林 事 務 所
小班： に国有林名： 犬 伏 山
伐区：

樹 種 名	材 種 分 区	生 被 別	態 様 分 区	品 質 分 区	胸 高 直 径	樹 高	本 数	幹 材 積	平 均 単 木 材 積	控 除 有 無
スギ山陽	一般材	生立木		根曲木	28	20	28	15.40	0.550	無
					30	21	20	13.20	0.660	無
					32	21	17	12.58	0.740	無
					34	22	10	8.70	0.870	無
					36	23	14	14.14	1.010	無
					38	23	13	14.43	1.110	無
					40	24	3	3.81	1.270	無
					42	24	4	5.56	1.390	無
					44	24	6	9.06	1.510	無
					46	24	4	6.56	1.640	無
					48	25	1	2.10	2.100	無
					50	25	2	4.52	2.260	無
					52	26	5	12.70	2.540	無
					58	26	1	3.10	3.100	無
					62	23	1	3.06	3.060	無
					64	24	2	6.80	3.400	無
				品質計			282	187.40		
			態様計		34	22	858	825.40		
		生被計					858	825.40		
	材種計						858	825.40		
一樹種計一							858	825.40		
ヒノキ	一般材	生立木		正常木	12	11	2	0.14	0.070	無
					14	13	21	2.31	0.110	無
					16	14	88	13.20	0.150	無
					18	15	143	28.60	0.200	無
					20	16	224	58.24	0.260	無
					22	17	251	82.83	0.330	無
					24	18	237	97.17	0.410	無
					26	19	224	112.00	0.500	無
					28	20	158	96.38	0.610	無
					30	21	110	80.30	0.730	無
					32	22	84	73.08	0.870	無
					34	22	37	35.89	0.970	無
					36	22	18	19.26	1.070	無
					38	21	3	3.39	1.130	無

* 態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹 材 種 別 一 覧 表

復命書番号： 05 - 65
林班： 91

森林事務所： 生 桑 森 林 事 務 所
小班： に

国有林名： 犬 伏 山
伐区：

樹 種 名	材 種 分 区	生 被 別	態 様 分 区	品 質 分 区	胸 高 直 径	樹 高	本 数	幹 材 積	平 均 単 木 材 積	控 除 有 無
ヒノキ	一般材	生立木		正常木	38	22	6	7.14	1.190	無
					38	23	7	8.75	1.250	無
					40	22	1	1.30	1.300	無
					40	23	2	2.74	1.370	無
					42	22	1	1.43	1.430	無
					42	23	2	3.00	1.500	無
					44	22	1	1.55	1.550	無
					44	23	1	1.63	1.630	無
				品質計			1,621	730.33		
				根曲木	12	11	41	2.87	0.070	無
					14	13	98	10.78	0.110	無
					16	14	182	27.30	0.150	無
					18	15	194	38.80	0.200	無
					20	16	194	50.44	0.260	無
					22	17	184	60.72	0.330	無
					24	18	115	47.15	0.410	無
					26	19	91	45.50	0.500	無
					28	20	43	26.23	0.610	無
					30	21	36	26.28	0.730	無
					32	22	27	23.49	0.870	無
					34	22	6	5.82	0.970	無
					36	22	4	4.28	1.070	無
					38	23	3	3.75	1.250	無
					42	23	1	1.50	1.500	無
				品質計			1,219	374.91		
			態様計		22	17	2,840	1,105.24		
		生被計					2,840	1,105.24		
	材種計						2,840	1,105.24		
－樹種計－							2,840	1,105.24		
－N計－							3,698	1,930.64		
－合計－							3,698	1,930.64		

* 態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹 材 種 別 一 覧 表

復命書番号： 05 - 66
林班： 89森林事務所： 生 桑 森 林 事 務 所
小班： に 2国有林名： 犬 伏 山
伐区：

樹 種 名	材 種 分 区	生 被 別	態 様 分 区	品 質 分 区	胸 高 直 径	樹 高	本 数	幹 材 積	平 均 単 木 材 積	控 除 有 無
スギ山陽	一般材	生立木		正常木	16	15	2	0.30	0.150	無
					18	14	3	0.51	0.170	無
					18	15	4	0.76	0.190	無
					18	16	5	1.00	0.200	無
					18	17	5	1.05	0.210	無
					20	16	28	6.72	0.240	無
					22	18	41	13.12	0.320	無
					24	19	49	19.60	0.400	無
					26	20	64	30.72	0.480	無
					28	20	61	33.55	0.550	無
					30	21	60	39.60	0.660	無
					32	21	63	46.62	0.740	無
					34	22	66	57.42	0.870	無
					36	23	47	47.47	1.010	無
					38	23	38	42.18	1.110	無
					40	24	37	46.99	1.270	無
					42	24	15	20.85	1.390	無
					44	24	14	21.14	1.510	無
					46	24	12	19.68	1.640	無
					48	25	7	12.95	1.850	無
					50	25	5	9.95	1.990	無
					52	26	4	8.88	2.220	無
					54	26	2	4.76	2.380	無
					58	26	2	5.42	2.710	無
				品質計			634	491.24		
				根曲木	16	13	3	0.39	0.130	無
					16	14	5	0.70	0.140	無
					16	15	5	0.75	0.150	無
					16	16	4	0.64	0.160	無
					16	17	3	0.51	0.170	無
					18	13	2	0.32	0.160	無
					18	14	4	0.68	0.170	無
					18	15	4	0.76	0.190	無
					18	16	5	1.00	0.200	無
					18	17	2	0.42	0.210	無

* 態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹 材 種 別 一 覧 表

復命書番号： 05 - 66
林班： 89森林事務所： 生 桑 森 林 事 務 所
小班： に 2国有林名： 犬 伏 山
伐区：

樹 種 名	材 種 分	生 被 別	態 様 分	品 質 分	胸 高 直 径	樹 高	本 数	幹 材 積	平 均 木 材 積	控 除 有 無
スギ山陽	一般材	生立木		根曲木	20	16	22	5.28	0.240	無
					22	18	19	6.08	0.320	無
					24	19	13	5.20	0.400	無
					26	20	19	9.12	0.480	無
					28	20	7	3.85	0.550	無
					30	21	14	9.24	0.660	無
					32	21	5	3.70	0.740	無
					34	22	7	6.09	0.870	無
					36	23	4	4.04	1.010	無
					38	23	1	1.11	1.110	無
					40	24	3	3.81	1.270	無
					46	24	1	1.64	1.640	無
				品質計			152	65.33		
			態様計		30	20	786	556.57		
		生被計					786	556.57		
	材種計						786	556.57		
一樹種計一							786	556.57		
ヒノキ	一般材	生立木		正常木	16	14	78	11.70	0.150	無
					18	15	233	46.60	0.200	無
					20	16	452	117.52	0.260	無
					22	17	554	182.82	0.330	無
					24	18	534	218.94	0.410	無
					26	19	401	200.50	0.500	無
					28	20	248	151.28	0.610	無
					30	21	128	93.44	0.730	無
					32	22	63	54.81	0.870	無
					34	22	34	32.98	0.970	無
					36	22	10	10.70	1.070	無
					38	25	2	2.74	1.370	無
					40	25	1	1.50	1.500	無
				品質計			2,738	1,125.53		
				根曲木	14	13	86	9.46	0.110	無
					16	14	193	28.95	0.150	無
					18	15	297	59.40	0.200	無
					20	16	324	84.24	0.260	無

* 態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹 材 種 別 一 覧 表

復命書番号： 05 - 68
林班： 89

森林事務所： 生 桑 森 林 事 務 所
小班： に 2

国有林名： 犬 伏 山
伐区：

樹 種 名	材 種 分 区	生 被 別	態 様 分 区	品 質 分 区	胸 高 直 径	樹 高	本 数	幹 材 積	平 均 木 材 積	控 除 有 無
アカマツ	一般材	生立木		正常木	24	17	1	0.35	0.350	無
					28	18	1	0.49	0.490	無
					32	17	1	0.60	0.600	無
					32	18	1	0.64	0.640	無
					34	20	1	0.78	0.780	無
					38	18	1	0.88	0.880	無
					40	20	1	1.06	1.060	無
				品質計			7	4.80		
				根曲木	20	14	1	0.21	0.210	無
					20	15	4	0.92	0.230	無
					20	16	1	0.24	0.240	無
					22	14	1	0.25	0.250	無
					22	15	5	1.35	0.270	無
					22	16	3	0.84	0.280	無
					22	17	1	0.30	0.300	無
					24	15	3	0.96	0.320	無
					24	16	4	1.36	0.340	無
					24	17	2	0.70	0.350	無
					26	15	3	1.11	0.370	無
					26	16	3	1.17	0.390	無
					26	17	1	0.41	0.410	無
					28	16	1	0.45	0.450	無
					30	17	2	1.08	0.540	無
					30	18	1	0.56	0.560	無
					32	16	1	0.57	0.570	無
					32	17	2	1.20	0.600	無
					36	20	1	0.87	0.870	無
					40	18	1	0.96	0.960	無
				品質計			41	15.51		
			態様計		26	16	48	20.31		
		生被計					48	20.31		
	材種計						48	20.31		
- 樹種計 -							48	20.31		
- N 計 -							48	20.31		
他L	低質材	生立木		低質	20	14	2	0.40	0.200	無

* 態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

